

[事案 2019-175] 入院等給付金支払請求

・令和 2 年 10 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反を理由として契約が解除され、給付金が支払われなかつたことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあつたもの。

<申立人の主張>

入院し乳腺悪性腫瘍手術を受けたため、平成 30 年 1 月に契約したがん保険にもとづき入院および手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかつた。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

(1) 病院では、のう胞について説明は受けていないので、告知しようがない。

(2) 病院から、のう胞があったからといってがんになったわけではないと聞いている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 病院は、申立人に両側乳房のう胞であることを伝えている。

(2) 両側のう胞と右乳がんは同一病態と考えられ、告知義務違反により契約解除する理由となつた事実と今回の請求事由となつた疾病との間に因果関係がないとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況および申立人の病状等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行つた。また、医学的判断の参考にするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反があつたことが認められ、契約解除の取消しは認められないものの、本件裁定手続において、改めて、申立人の同意書を取得し、病院に対して文書照会を行つた結果、主治医作成の医療証明書において、両乳房のう胞と今回の右乳がんとの関連性について、「直接的間接的にも関連無」との確認結果が示された。この確認結果を踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。